

板橋区立生活産業融合型工場ビルの工場施設に付属する駐車場管理要綱
(平成6年3月11日区長決定)

(目的)

第1条 この要綱は、東京都板橋区立生活産業融合型工場ビル条例施行規則（以下「規則」という。）第21条の規定に基づき、東京都板橋区立生活産業型工場ビル（以下「工場ビル」という。）の工場施設に付属する自動車駐車場（以下「駐車場」という。）の管理運営に関し必要な事項を定める。

(用語)

第2条 この要綱で使用する用語は、規則で使用する用語の例による。

(使用資格)

第3条 駐車場を使用できる者は、工場施設使用者とする。

(使用手続等)

第4条 駐車場の使用申請をしようとする者は、規則で定める付属駐車場使用申請書を区長に提出して行わなければならない。

2 区長は、自動車の構造、又は規模が駐車場施設の構造、又は規格に適合しないときは、前項の申請を却下することができる。

3 駐車場の使用申請台数は、工場施設の延床面積が75平方メートルまでは1台、75平方メートルを超え150平方メートルまでは2台、150平方メートルを超える場合は3台まで使用できるものとし、抽選により駐車場の種類及び駐車場位置を決定する。

4 前項の規定に基づき決定したのち、駐車場に空がある場合は、別途の抽選により使用を決定する。

5 前項に定める抽選は、使用期間更新時において再度行うものとする。この場合において、第3項に規定する台数に満たない者がある場合は、抽選によらず使用申請できるものとする。

6 駐車場の種類のうち機械式2段駐車場は、1申請者が上下2台を一括して使用申請するものとする。ただし、区長がやむを得ない事由があると認める場合は、このかぎりでない。

(使用登録自動車の変更)

第5条 駐車場の使用の承認を受けた者（以下「使用者」という。）が、規則で定める第12号様式に記載された使用自動車登録自動車を変更する場合は、別記様式の工場施設付属駐車場使用登録自動車変更届により区長に届け出なければならない。この場合において、第4条第2項の規定を適用する。

(日割計算)

第6条 月の途中において駐車場の使用を開始し、又は終了した場合における

当該月分の使用料は、1月を30日として日割計算により算出した額とする。
この場合において算出した額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

(保管場所の証明)

第7条 区長は、使用者の請求により、自動車の保管場所の確保等に関する法律施行令昭和37年政令第329号)第1条第1項第3号の規定に基づく自動車の保管場所の確保を証明する書面を発行するものとする。

(承認の取消し)

第8条 区長は、次の各号の掲げる事由の一に該当するときは、使用の承認を取消し、又は使用を停止し、若しくは、制限することができる。

- 一 駐車を駐車目的以外に使用すること。
- 二 指定する駐車位置以外に駐車すること。
- 三 駐車場内で洗車及び火気の手扱いをすること。
- 四 前各号に定めるもののほか、区長が駐車場の維持管理上特に必要であると認めるとき。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、所属部長が別に定める。

付則

この要綱は、平成6年4月1日から施行する。

付則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。